

会 社 概 要

(平成18年3月期)

 **タイコム証券株式会社**
Taicom Securities Co., Ltd.

平成18年7月

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	タイコム証券株式会社
代表者名	代表取締役 西田 昭博
所在地	大阪府中央区本町2丁目2番7号
電話番号	06-6264-2181 代表

② 会社の沿革

年 月	概 要
昭和31年 2月	商品先物取引の受託を目的として、多田商事株式会社を大阪市東区今橋1丁目1番地にて設立。資本金1千200万円。 大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所（双方現、関西商品取引所）取引員業務開始。
昭和41年10月	本店を大阪市北区神山町40番地の4に移転。
昭和43年 3月	資本金3千万円に増資。
昭和49年10月	資本金4千500万円に増資。
昭和53年 2月	資本金9千500万円に増資。
昭和56年 2月	扇商事株式会社（本社、神戸市）を吸収合併。資本金1億6700万円。 神戸穀物商品取引所（現、関西商品取引所）の取引員業務開始。
昭和57年 3月	ピーアイシー通商株式会社（本社、神戸市）を吸収合併。資本金2億6900万円。 関門商品取引所の取引員業務開始。福岡支店、広島支店、三宮支店設置。
昭和58年 4月	岡山支店設置
昭和58年12月	資本金4億350万円に増資。
昭和59年 1月	東京金取引所（現、東京工業品取引所）の取引員許可を受ける。
昭和59年 4月	商号を「株式会社タイセイ」に変更。
昭和59年 6月	大成商品株式会社（本社、東京）を吸収合併。資本金6億2150万円 東京ゴム取引所、東京繊維取引所（双方現、東京工業品取引所）、東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所（現、東京穀物商品取引所）名古屋穀物砂糖取引所、（現、中部商品取引所）の各取引員業務開始。 東京支社、名古屋支店、富山支店を設置。
昭和61年12月	本店を現在の大阪府中央区本町2丁目2番7号に移転。 商号を「株式会社タイセイ・コモディティ」に変更。
昭和61年12月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所（双方現、大阪商品取引所）の商品取引員許可を受ける。
昭和63年12月	神戸生絲取引所（現、関西商品取引所）の商品取引員許可を受ける。
平成 5年 3月	前橋乾繭取引所の会員となる。
平成 8年 1月	神戸ゴム取引所（現、大阪商品取引所）、天然ゴム指数市場の商品取引員許可を受ける。
平成 9年 4月	東京工業品取引所、アルミニウム市場の商品取引員許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所のアルミニウム市場の商品取引員許可を受ける。
平成10年 8月	関西商品取引所の農産物・飼料指数市場の商品取引員許可を受ける。

(次頁へつづく)

(会社の沿革、前頁より)

平成11年10月	前橋乾藪取引所の(現横浜商品取引所)の会員を脱退
平成11年 6月	東京工業品取引所、石油市場の商品取引員許可(受託会員)を受ける。
平成11年12月	中部商品取引所、農産物・砂糖市場の受託業務廃止
平成12年 2月	外国為替証拠金取引業務開始
平成12年 3月	大阪商品取引所、毛糸市場の受託業務廃止
平成13年 3月	証券業の登録を受けると同時に 商号を「タイコム証券株式会社」に変更
平成13年 5月	大阪証券取引所「正取引参加者」となる
平成13年 8月	銀座支店設置
平成13年 9月	東京工業品取引所 石油市場 原油における受託業務開始
平成13年10月	株価指数先物・オプション オンライントレーディングシステム稼働 東京穀物取引所 農産物市場 大豆ミールにおける受託業務開始
平成13年11月	岡山支店廃止
平成14年 7月	福岡商品取引所 砂糖市場 受託業務廃止
平成14年12月	赤坂支店設置
平成15年 1月	中部商品取引所 石油市場 受託業務開始
平成15年 9月	東京工業品取引所 石油市場 軽油における受託業務開始
平成16年 1月	中部商品取引所 石油市場 軽油における受託業務開始 三宮支店廃止
平成16年 4月	大阪商品取引所 綿糸市場 受託業務廃止
平成16年 6月	関西商品取引所 農産品市場 水産物市場 農産物・飼料指数市場 受託業務 廃止
平成16年 9月	広島支店廃止
平成16年10月	銀座支店廃止
平成17年 5月	現物・信用取引 オンライントレーディングシステム稼働
平成17年 6月	福岡商品取引所 受託業務廃止および会員脱退
平成17年 6月	外国為替取引 オンライントレーディングシステム稼働

③ 会社の目的（定款第2条の目的）

第2条 当社は次の事業を営む。

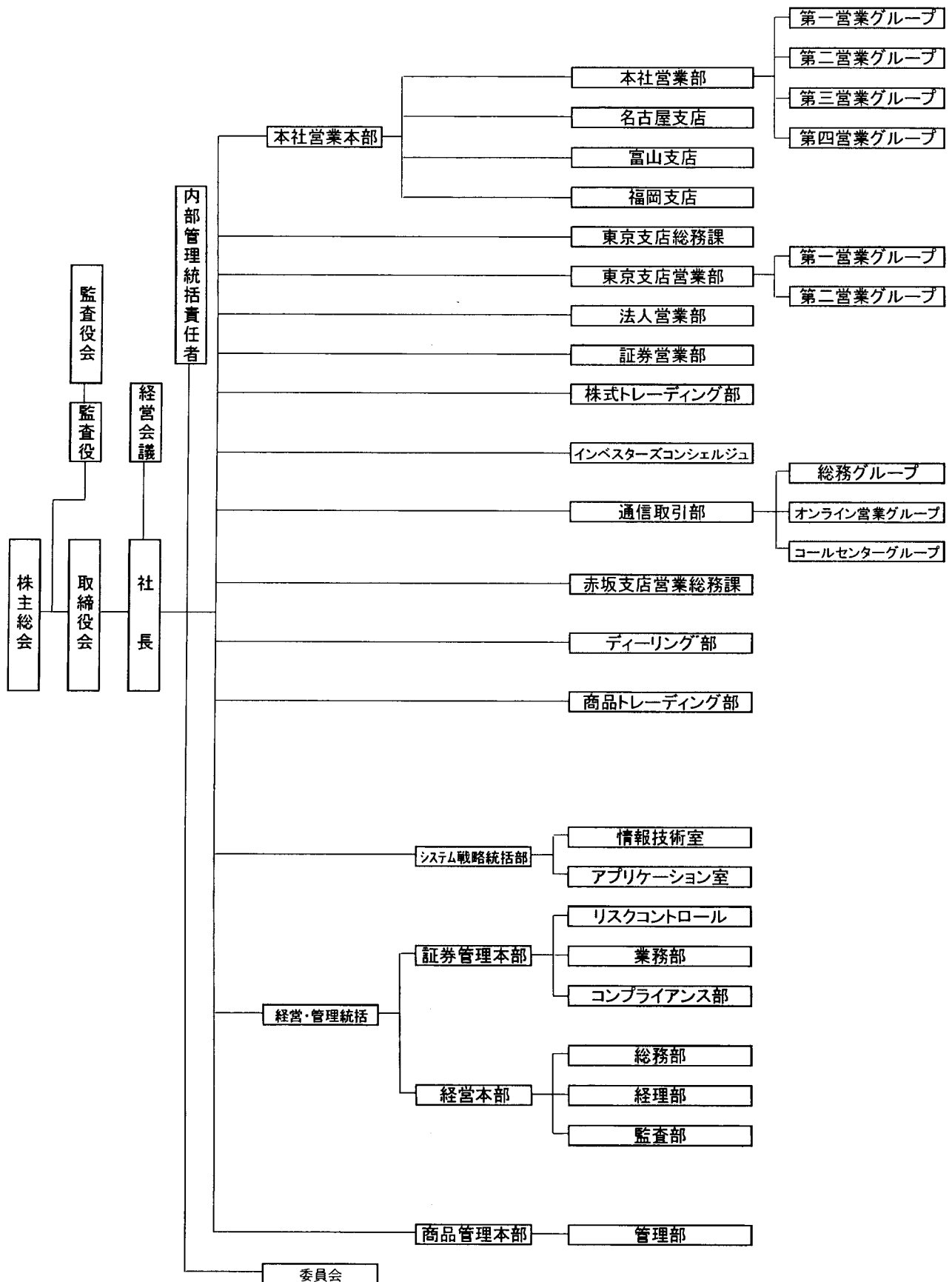
1. 生糸、砂糖、ゴム、繊維、ステープルファイバー糸、毛糸、穀物、生繭、乾繭、綿糸、金及び貴金属、合板、アルミニウム及び非鉄金属、石油及びガソリン等の石油製品、コーヒー豆、野菜、米穀、水産物の売買業務並びに輸出入
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び取引の受託等業務
3. 外国の商品市場における取引、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務
4. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引を行う業務
5. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
6. 取引所有価証券市場における有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
7. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
8. 商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
9. 外国通貨証拠金取引業務
10. 他の事業者の経営に関するアドバイザー業務
11. 観光事業並びに旅行斡旋業務
12. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
13. 有価証券の保有管理運用
14. 一般土木建築工事業
15. 情報処理機器並びに通信機器のハードウェア及びソフトウェアの開発並びに販売業務
16. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成または販売業務及び計算受託業務
17. 上記に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織 (平成18年3月31日現在)

組織体系全体図



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令 1 6 総合第 1 8 7 0 号)

(許可番号：平成 17・03・16 商第 1 号)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	天然ゴム指数	石油	アルミニウム	ニッケル	上場品目名
東京穀物商品取引所		○								一般大豆、Non-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
			○							精糖、粗糖
東京工業品取引所				○						金、銀、白金、パラジウム
					○					RSS 3 号
							○			原油、ガソリン、灯油、軽油
								○		アルミニウム
大阪商品取引所					○					RSS 3 号、TSR20
						○				天然ゴム指数
								○		アルミニウム
									○	ニッケル
中部商品取引所						○			ガソリン、灯油、軽油	

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

また、当社は、上記以外にも外国為替証拠金取引、有価証券取引、有価証券指数等先物取引について、顧客の委託を受けて執行する受託業務及び自己の計算に基づき執行する自己売買業務を主たる業務としております。

⑤ 営業所の状況 (平成18年3月31日現在)

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	大阪市中央区本町2丁目2番7号	06-6264-2181
東京支店	東京都港区赤坂5丁目4番15号	03-3585-9611
赤坂支店	東京都港区赤坂1丁目11番30号	03-3585-7811
名古屋支店	名古屋市中区錦3丁目24番24号	052-955-6751
富山支店	富山市新桜町6番24号	076-433-0111
福岡支店	福岡市博多区博多駅前3丁目30番29号	092-451-7777

⑥ 財務の概要

決算年月 平成18年3月期

(a) 資本金	621,500	千円
(b) 純資産額 *1	4,339,671	千円
(c) 総資産額	14,424,859	千円
(d) 営業収益	5,294,780	千円
(うち、受取委託手数料)	(1,881,396)	千円
(e) 経常利益	△559,639	千円
(f) 当期純利益	△342,545	千円

*1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく
施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1, 243, 000 株 (平成18年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
(株)ビーアイシー	千株 599	% 48.21
株式会社大津や	343	27.64
赤坂企画株式会社	103	8.35
西田昭二	69	5.58
協和不動産(株)	55	4.50
合田株式会社	51	4.18
タイコム社員持株会	9	0.75
大都開発株式会社	5	0.40
松本久勝	4	0.32
岡村泰男	0	0.05
その他	0	0.02
計 11名		100

⑨ 役員状況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	西田 昭博 昭和28年2月11日	千株 0
常務取締役	松本 久勝 昭和21年3月5日	4
取締役 総務部長	岡村 泰男 昭和29年4月17日	0.55
取締役	齊藤 和彦 昭和22年11月26日	0
取締役	高山 勝 昭和35年2月1日	0
取締役	小亀 豊 昭和38年9月21日	0
取締役	白岩 三郎 昭和24年9月6日	0

取締役	鈴木 宏 昭和27年5月17日	0
監査役 常勤	西田 豊 昭和30年7月30日	0
監査役 常勤	青田 三夫 昭和25年11月20日	0
監査役 非常勤	北村 和子 昭和33年6月9日	0
計	11名	4.55

(注) 監査役北村和子は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	253人	217人	36人	187人	66人
平均年齢	35.3才	36.5才	28.8才	33.7才	36.1才
平均勤続年数	5年	5年	5年	4年	7年
外務員数	180人	155人	25人		

2. 営業の状況

① 営業方針

(1) 基本方針

弊社は「顧客第一主義」を社是とし、お客様のリスクマネジメントに対して、真摯に取り組み、顧客のニーズを満たすために総合的なトレーディングを駆使した企業としてあらゆる方面から投資インフラ整備を行っております。

企業理念として「私達はおお客様の信頼できるマネープランナーとなる為のインフラ整備をしています」、営業理念として「経済の変動をお伝えすることで、お客様のお役に立ちます」をそれぞれ掲げて、適切な受託業務の遂行を目指して参りました。今後においても、商品取引業界の信用保持と委託者保護に徹するとともに、情報産業の担い手たることを基本的営業方針として位置付けてまいります。

また、当業界におけるさまざまな変化（手数料の完全自由化、今後加速されるであろうIT関連へのインフラ整備、規制緩和や委託者保護の徹底など諸法令への対応）に逐次、対処してまいり所存です。

(2) 提案型営業への取り組み

営業の在り方については、国会でも問題になっている不招請勧誘といった、ともすれば強引なセールス話法になりやすい受注方法から、提案型の営業スタイルに転換して参りました。

提案型と従来の方法の違いは、一方的な売買情報と売買戦略の押し付けではなく、既存の開発財産（チャート情報と個別委託者情報提供システム）をベースに、当社ホームページ上で投機環境の変化を採り入れた多様な取引ストラテジーの提案、リスク管理を容易なものとする多様な注文執行システムの開発、さらにはこれらの売買取引によって発生するリスクをどのようにマネジメントするかという

「投機リスク管理」の総合的な提案を行ってまいります。この提案は、単に当社ホームページを利用したものに留まらず、オンライントレードシステム「トレード・プロ」を顧客にご使用いただくことにより、当社の顧客ニーズに対する提案をカタチにしたものとして大きな関心をもって受け入れられております。多彩な注文方法を駆使した高い機動性「トレード・プロ」は注文スピードを徹底追及し、多彩な注文を駆使し、自動売買が可能になるなど機能の充実に努めてまいりました。

また、今後は提案型営業の一つのスタイルとして有名な証券ストラテジストとの提携による有料レポ

ートの発行や、リスクマネー商品の啓蒙とともに相場におけるリスクマネジメントに重点を置いたセミナーを各店舗で開催し、多様な顧客のニーズを満たしてまいる所存です。

さらに提案型営業の一環として、一般社会に向けて「FAX営業」を展開しております。内容的には相場情報の提供は成立値段程度に留め、相場情報の押し付けではない一般情報の分析に重きを置き、国内経済から、政治、国際情勢に至る、幅広い分野に渡る情報を公平な視点でお伝えしております。このFAX営業を通じて、当社の営業姿勢をご理解いただき、見込み客の開拓をはじめ、お客様へのサービスとして多大な効果を挙げ、お客様からの信頼を得るとともに会社の業績の向上に繋がり、また営業社員にとっても自己研鑽に繋がるという有効な営業方法となっております。

(3) 委託者管理について

紛議・苦情等の商品取引事故理由は、委託者と担当外務員との意思疎通の不足に起因するものと考えられます。商品先物取引及び外国為替証拠金取引に係る委託者管理については、新規委託者のみならず既存委託者を含め各店管理責任者または同補佐による面談や電話などによるチェックを行い、更にそれら管理状況の確認を含め、商品管理本部による委託者への直接訪問による委託者管理の徹底を図っております。証券業務に係る委託者管理について、対面営業につきましては、個別株、株価指数先物・オプション取引ともに、各店内部管理責任者がチェックを行い、証券管理本部が顧客の資金的余裕度や理解度などを斟酌して、きめの細かい委託者管理を行っております。オンライントレードにつきましては、顧客審査を経て取引開始後は証券管理本部が委託者管理を徹底しております。

なお、「受託業務管理規則」を改正し、委託者の適合性の原則を採り入れ、先物取引に対する理解度をもとに、投下可能資金に適した投資の有り様について重点を置いた管理体制を構築しております。

また、社内にコンプライアンス部門（法務部門）を設置し、かつ新たに同部門についての専門的知識が豊富な弁護士と顧問契約を取り交わし、諸法について意見交換等をしてまいりました。コンプライアンスに悖る行動は顧客を裏切るばかりではなく、信用失墜による企業存亡の危機を迎える昨今の事例を、他山の石として戒めております。

(4) 対面営業とオンライン営業の融合

現在、オンライントレードシステムとして商品部門および証券部門で「トレード・プロ」を稼働させておりますが、商品・証券の一覧性ということに着目し、今後もお客様がより使いやすいシステムを構築してまいります。

当社の業界における独自性を発揮すべく、デジタルとアナログのそれぞれのメリットを活かしたマルチチャンネル取引を導入しました。これは対面営業とオンライン営業に二極化されていた営業の流れにその中間に位置するお客様デスクを設置することによってお客様の発注形態、お客様へのサービスの多様化を目指すものです。

今後も金融業界における当社の独自性を前面に押し出し、お客様の利便性の向上を目標にサービスの多様化を進めて参ります。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

(第51期 営業報告書より抜粋)

1. 当期の業務概要

(1) 営業の経過及び概要

当期における我が国経済は、企業業績の拡大を背景に設備投資が増加し、個人消費も雇用環境の改善をうけて底堅く推移したことに加え、夏場以降はIT関連分野の在庫調整が一巡したことなどから景気は回復基調をたどりました。

こうしたなか、株式市場では、期初こそ米国株の急落などを受けて日経平均株価が一時10,800円台まで下落する場面もありましたが、その後は国内経済情勢の好転や、9月の衆議院総選挙の与党圧勝を受けた構造改革推進への期待の高まりなどから、外国人投資家や個人投資家を中心に売買が活発となりました。1月以降は、ライブドアショックによる株価の下落や東証のシステム不安などで調整する局面はあったものの、期末にかけて再び上昇に転じ、期末の日経平均株価は17,059円66銭と5年7ヶ月ぶりの高水準で取引となりました。

商品先物業界につきましては、急激な相場変動により石油市場の売買が低調となり、また、昨年の個人情報保護法及び商品取引所法の施行等の影響もあり、市場全体の売買高は107,744千枚（前年同期比20%減）と大きく減少しました。

このような環境の中、当社におきましては

証券業務においては次のような事を行いました。

オンライン・トレードシステムでの
稼動年月日 平成17年 5月16日
現物・信用取引の取り扱い開始

一方、外国為替証拠金取引については、次のような事を行いました。

オンライン・トレードシステムでの
稼動年月日 平成17年 6月 1日
取り扱い開始

来期の営業につきましては、稼動しました商品先物及び証券システムの機能を十二分に活用した営業推進体制の整備を進め、併せて、会社が内包するリスク管理体制の整備、法務コンプライアンス体制の確立を目途として社業に邁進いたします。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

商品先物取引業務における手数料の完全自由化や昨年5月の商品取引所法の施行等の影響もあり、マーケット規模の縮小などに対応するため、営業員の人的補強を行った結果、委託売買高では1,815,139枚（前年同期比20.6%増）、委託手数料も18億8139万円（前年同期比10.3%増）となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング部門におきましては、石油市場、貴金属市場及びゴム市場において安定した成果を上げ、20億9660万円（前年同期比15.3%増）となりました。

以上の結果、経営成績につきましては、営業収益では52億9,478万円（前年同期比15.9%増）となりましたが、稼働しました新商品及び証券システムの運用費用の増加、営業員の人的補強やディーリング収入が増えたことによるディーラー報酬の増加に伴う人件費の増加に要した費用が負担となった関係上、営業費用では58億197万円となり、営業損失は5億6,593万円、経常損失では5億5,963万円となり、当期純損失は3億4,254万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

商品市場名	期 別	第51期 (自平成17年4月1日) (至平成18年3月31日)
商品先物取引		
貴 金 属 市 場		1,032,703
石 油 市 場		414,319
ゴ ム 市 場		99,019
ア ル ミ 市 場		2,971
ニ ッ ケ ル 市 場		70
天然ゴム指数 市場		12,229
農 産 物 市 場		302,245
砂 糖 市 場		17,837
小 計		1,881,396

証券取引	927,626
通貨取引	27,548
小計	955,175
合計	2,836,571

(b) 売買損益

商品市場名	期別	第51期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
商品先物取引		
貴金属市場		326,576
石油市場		1,200,314
ゴム市場		524,211
アルミ市場		6,865
天然ゴム指数市場		2,130
農産物市場		24,819
砂糖市場		10,564
穀物飼料指数市場		1,126
小計		2,096,607
証券取引		334,084
通貨取引		2,502
小計		336,587
合計		2,433,195

(c) 売買高

①商品先物取引の売買高の状況

(単位： 枚)

期別 内訳 商品市場名	第51期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)		
	委託	自己	合計
農産物市場	419,591	71,604	491,195
農産物・飼料指数市場	252	0	252
砂糖市場	8,340	672	9,012
繭糸市場	0	0	0
水産物市場	0	0	0
貴金属市場	298,606	600,769	899,375
アルミニウム市場	976	148	1,124
ゴム市場	211,191	1,386,006	1,597,197
天然ゴム指数市場	3,313	20	3,333
綿糸市場	0	0	0
ニッケル市場	24	0	24
石油市場	873,098	1,714,664	2,587,762
合計	1,815,139	3,774,135	5,589,274

②商品オプション取引の売買高の状況

(単位： 枚)

期別 内訳 商品市場名	第51期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)		
	委託	自己	合計
農産物市場	—	—	—
砂糖市場	—	—	—
貴金属市場	—	—	—
合計	—	—	—

④ 会社に対処すべき課題

(1) 受託業務の多様化

- ①対面営業及びオンライン営業の融合を念頭に、顧客サービスの充実を図ること。
- ②商品先物取引業務における改正商品取引所法に対応した、サービスの質の向上を図ること。
- ③証券業務における対面営業の充実を図ること。
- ④証券及び商品に係るオンライン・トレードのサービスの質の向上を図ること。
- ⑤証券に係るディーリング業務の充実化を図ること。

(2) 冗費の節約

委託手数料完全自由化や改正商品取引所法の下における新しい経営環境にあって、冗費に属する経費の削減を徹底し、企業経営の本質を忘れることなく対応と決断のスピード化を図り、社員教育の徹底による精鋭化主義を基本として堅持して行くこと。

(3) 来期への対応

- ①商品取引業務における改正商品取引所法に備えるための経営戦略の策定。
- ②証券業務における採算性の確立を図ること。
- ③商品及び証券の統合システムの構築を図ること。
- ④業務システムの危機管理対応の充実化を図ること。
- ⑤法務・コンプライアンスに係る管理体制の充実化を図ること。

⑤ 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

タイコム証券株式会社

(目 的)

第1条 本規則は、タイコム証券株式会社（以降「会社」と称する。）に商品先物取引を委託する者（以降「委託者」と称する。）の保護育成と長期固定化を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(適合性の原則の遵守)

第2条 当社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる顧客に対しての勧誘を行って委託者保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないよう、商品取引受託業務を行うものとする。

(勧誘の定義)

第3条 当社における「勧誘」の定義とは、顧客に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。

(常に、不相当と認められる勧誘及び受託の禁止)

第4条 当社は、第2条の定めにより、次の第1号から第7号の一に該当する者への勧誘及び受託は行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをする者
- (5) 身体障害者であって、かつそれが原因で取引の状況判断等ができないと思われる者
- (6) 長期療養者であって随時連絡がとれない者
- (7) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者及びその他商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者

- 2 委託契約前又は取引期間中において、当該顧客が本条第1項各号の一に該当する懸念が生じた場合においては、当該顧客についての再調査及び再審査を行い、その結果、適合性がないと判断された場合には、勧誘の中止又は取引の清算等の必要な措置を講ずるものとする。

(原則商品先物取引不相当者に対する勧誘及び受託の禁止)

第5条 当社は、次の各号に定める者を原則として商品先物取引を行うに不相当な者（以下「原則商品先物取引不相当者」という。）と定め、これらに対する勧誘及び受託を原則として禁止するものとする。ただし、別に定める「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」を満たす者は、この限りではない。

- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持している者。ただし、主として生計を維持しているとは、

それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

- (2) 年間500万円以上の一定の収入を有しない者
 - (3) 75歳以上の高齢者
 - (4) 投資可能資金額を超える資金を必要とする取引をしようとする者
 - (5) 本人の所在が一定せず緊密な連絡がとり難い者
 - (6) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、銀行及び郵便局等の金融機関並びに国・地方公共団体等の公金取扱者若しくは民間企業等における資金を集中管理する部署に所属し、管理する立場（管理職）にある者
- 2 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、特段の注意を払い審査するものとする。
- 3 会社は、本条第1項第6号に規定する者からの受託に当たっては、不正資金流入防止のため以下の措置を講ずるものとする。
- (1) 当該委託者より自己資金で取引を行う旨の申出書の提出を受ける。
 - (2) 自己資金確認の為、委託者本人自身の金融機関の通帳等のコピーの提出を随時求める。
 - (3) 管理部が必要と認めた時、及び、当該委託者の預託額（帳尻益の振替分は除く）の合計が、3000万円を超えた時には、不正資金（横領、着服金等）の流入防止に係る調査を行う。
 - (4) 調査は、本社管理部が行い、営業部門もその把握している当該委託者の情報を全て報告し、管理部に協力するものとする。
 - (5) 調査は、管理部が直接当該委託者を訪問するなどして、資金事情の聴取等を行い、自己資金である事の証明や、証拠となる物件等の提出、提示を求める。
 - (6) 調査経過並びに調査結果については、速やかに総括責任者に報告を行なうものとし、調査の結果、不正資金による取引資金の預託があることが判明した時は、自己の責任において、速やかに建玉処分、精算を要請するものとする。又、規則を遵守されず、取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合、又これを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新規建玉、入金追加は受けないものとする。ただし、仕切りに係る指示については、この限りではない。
 - (7) 当該調査結果は、全社に於いてこれを尊重し、その処置には従うものとする。
 - (8) 管理部は、不正資金流入防止の調査に係る記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

(適合性の審査等)

- 第6条 当社は、第2条の遵守を実効あるものとするため、口座開設申請書、顧客カードその他顧客情報により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。
- 2 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘に際しての留意と説明義務)

第7条 商品市場における取引の委託の勧誘にあたっては、社名、営業担当者の氏名及び商品先物取引の勧誘であることを告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

- 2 営業担当者は、顧客に対し、社会通念上迷惑であると考えられる以下の勧誘は行わないものとする。
 - (1) 夜間、早朝等の迷惑な時間帯の、電話又は訪問による勧誘
 - (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘
- 3 商品先物取引の説明に際しては、受託契約準則及び「商品先物取引—委託のガイド」等を交付し、それらを用いて次の事項を説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面(別紙「仕組み及びリスク等に関する確認書」)により行い、その後再度その他の事項について説明しその理解の確認を書面(別紙「重要事項確認書」)により行うものとする。
 - (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。
 - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項
 - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
 - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
 - (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項
- 4 第3項の確認後、委託者には自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚を促した上で参加を求めることとする。
- 5 顧客より「仕組み及びリスク等に関する確認書」及び「重要事項確認書」の差し入れがあり、かつ、「口座開設申請書」(以下「申請書」という)の必要記入事項に顧客本人が記入を行い、約諾書の差し入れ前に第13条第1項に定められた管理責任者に提出し、審査を受けるものとする。
- 6 営業担当者はこれら顧客との応答内容について、営業日誌又は管理日誌に記録し、保持するものとする。

(再勧誘の禁止)

第8条 会社は勧誘拒否者については、再度の勧誘は行わないものとする。

- 2 会社は各店又は各営業本部(本社)ごとに営業勧誘エリアを設置するものとし、各店又は各本部での勧誘拒否者の再勧誘を防止するものとする。
- 3 勧誘拒否者に係る情報は、各店営業責任者のもとに集約するとともに、全社内にてFAX等で連絡し、当該顧客情報

の共有化を図り、営業部門（登録外務員）への周知徹底を図るものとする。

尚、営業勧誘エリアの近接する本社においては、毎週ごとの営業会議において、当該顧客情報の共有化を図るものとする。

（電磁媒体を利用する者への留意と説明義務）

第9条 電磁媒体を利用する者への留意と説明義務については、別紙業務フローによるものとする。

（顧客カードの作成及び管理）

第10条 営業担当者は、顧客属性の把握の為、次に掲げる事項を「申請書」の内容及び顧客よりの聴き取り調査等に基づいて顧客カードに正確に記載し、受託前に予め第13条第1項に定める管理責任者に提出して審査を受けるものとする。

- (1) 氏名、生年月日（年齢）、性別、家族構成、住所及び連絡場所
- (2) 具体的な職業、会社名及び役職
- (3) 資産及び具体的な収入の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及びその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) 訪問動機（取引動機）
- (7) 営業担当者の受託承認申請内容
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第5号に規定する投資可能資金額については、収入、資産、年齢等を考慮し、その資産が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減算すること等を顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

3 顧客カードは全て本社管理部に備え付けるものとする。

4 管理部は、顧客情報に変更があるときは、その都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。

（取引意思の確認）

第11条 営業担当者は委託の勧誘、契約及び取引の指示に関して顧客の意思を確認するとともに、営業日誌又は管理日誌にこれを記録し、保持するものとする。

（受託業務における禁止事項）

第12条 営業担当者は商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたって、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

（総括責任者及び管理責任者の設置）

第13条 会社は委託者の育成、管理等の受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本社管理部を主体として、本社及び従たる営業所ごとに管理責任者を置くものとする。

- 2 管理責任者の職務の統括調整及び本規則の円滑な運営並びに全店の受託業務に係る統括管理を行う為、本社に総括責任者を置くものとし、補佐として本社管理部長をおくものとする。
- 3 総括責任者及び管理責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、営業部門を兼務しない取締役とし、本社の管理部長が補佐する。
 - (2) 管理責任者は、営業部門を兼務しない課長以上の者とし、本社及び従たる営業所において管理責任者を選任した場合は管理責任者、管理責任者を選任しない場合は本社の管理責任者が兼務するものとする。
- 4 総括責任者は、業務遂行のため必要があると認められる場合は会社の了承を得て、管理部職員以外の他の部門の職員をして管理部の業務に従事並びに兼務させることができる。

(管理責任者の職務)

第14条 管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条に規定する「仕組み及びリスクに関する確認書」、「重要事項確認書」及び「申請書」により、本人の理解度及び顧客属性等を精査し、第4条及び第5条に規定する商品先物取引不相当者又は原則として商品先物取引不相当者と認められる者を確認したとき又は勧誘過程に適合性を有しないことが判明したときは、直ちに総括責任者にその旨を報告し、協議の上、勧誘又は受託の中止を含む適切な措置
- (2) 「顧客カード」に基づく受託の承認
- (3) 顧客の資金力、投資可能資金額及び取引経験からみて不相当と判断される売買取引の抑制
- (4) 営業担当者等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び指導
- (5) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置
- (6) 委託者からの苦情等に対する適切な対応
- (7) 第12条に規定された関係法令、諸規則及び受託業務管理規則の遵守状況の監視
- (8) 委託者の商品先物取引に対する理解度を向上させるために必要な措置
- (9) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- (10) 受託業務に係る重大な違反行為が発生した場合は、直ちに総括責任者への報告

(商品先物取引未経験者の保護育成措置)

第15条 当社は、商品先物取引の経験のない者又は当該経験が直近の3年以内に延べ90日未満のものについては、当社での最初の取引から3ヶ月間、次の保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 取引未経験者に対しては、商品先物取引の知識、理解度及び経験を勘案し、適正な売買取引が行われるよう、営業担当者は細心の注意と助言を行うものとする。
- (2) 取引未経験者に対しては3ヶ月間、受託制限額を設けることとし、その制限額は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が当該委託者の申告した投資可能資金額の3分の1の額とする。ただし、当該委託者から受託制限を越える取引の要請があった場合には、別に定める「取引未経験者からの受託に係る取引要領」によるものとする。

(習熟期間後の委託者に対する制限)

第16条 当社における習熟期間後の委託者とは、当社において取引開始より3ヶ月間を経過した委託者とし、習熟期間を超えた委託者からの受託制限金額及び当該委託者からの当該受託制限金額を超える旨の要請があった場合については、別に定める「取引習熟期間後の委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(商品先物取引経験者に対する制限)

第17条 取引経験者からの投資可能資金額を超える旨の要請があった場合の審査等については、別に定めた「商品先物取引経験者に対する制限」によるものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第18条 取引証拠金の額等は、すべての上場商品につき、原則として取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、オプション取引においては、別途定めた額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、本社管理部はその内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(不正資金の流入防止)

第19条 第5条第1項第6号に該当する者以外の委託者においても一定額以上（委託者の従来の取引状況を参考として）取引資金が預託された場合、営業担当者及び管理責任者は委託者に資金事情の説明を受け、総括責任者に報告することとする。

この場合、自己の資金でないことが判明した場合や委託者の横領等による不正資金であることが判明した場合には、追加資金の入金を断るとともに既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請するものとする。

(売買取引内容の分析・精査)

第20条 本社管理部においては、委託者の売買取引状況の内容を把握するとともに、これを分析、精査し適正な委託者管理に資するものとする。

(アンケート調査)

第21条 習熟期委託者に対して、商品先物取引に対する習熟度を確認するために、取引開始直後に、次の各号の趣旨に従ってアンケート調査を行うものとする。

- (1) 「商品先物取引 一委託のガイドー」の内容についての理解。
- (2) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解。
- (3) 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解。
- (4) 値幅制限についての理解。
- (5) 取引に関する自己判断及び自己責任についての理解
- (6) アドバイスに関する満足度。
- (7) その他

2 取引習熟期間を超えた委託者に対して、「申請書」に記載された申告内容の変更の有無を確認するために、定期的に確認調査を行うものとする。

(広告等に係る社内管理体制)

第22条 当社の全体及び店舗ごとの広告・宣伝に関しては、事前に社内で審査し、表示内容及び表示方法の適正化を図る為、広告等責任者を置くものとする。

2 広告等責任者は総括責任者とし、その補佐として本社管理部長を定める。

(苦情・紛議等)

第23条 委託者からの苦情・相談の申し出を受けたとき、又はその趣旨の意向を察知したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の報告を受けた管理責任者はその旨を総括責任者に報告するとともに、対応策を具申して承認を受けるものとする。

3 本社管理部は、委託者からの苦情・相談があった場合、その内容等を記載した苦情等処理簿を作成し保持するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第24条 第12条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては次の各号によりこれを懲戒する。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書注意
- (3) 始末書の提出
- (4) 減俸処分
- (5) 自宅待機処分
- (6) 懲戒解雇

(解釈と変更)

第25条 この規則の変更もしくは更新は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第26条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

2 これを変更したときも同様とする。

(付 則)

- 1 本規則は平成3年11月1日より実施
- 2 本規則は平成9年3月18日付一部改訂
- 3 本規則は平成10年9月1日付にて全面改訂
- 4 本規則は平成11年10月1日付一部改訂
- 5 本規則は平成12年4月1日付一部改正
- 6 本規則は平成14年1月1日付一部改正
- 7 本規則は平成15年4月1日より実施
- 8 本規則は平成15年6月6日より実施
- 9 本規則は平成16年4月1日より実施
- 10 本規則は平成16年6月1日より実施
- 11 本規則は平成17年5月1日より実施
- 12 本規則は平成17年9月1日より実施

「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」

1. 受託業務管理規則（以下「規則」という。）第5条第1項第1号及び第2号に該当する者については、以下の要件を満たしていること
 - (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを裏付けるものがあり、顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
 - (2) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。
 - ① 申告金融資産額の確認裏付けの徴収
 - ② 申告投資可能資金額の確認
 - ③ その他
2. 規則第5条第1項第3号に該当する者については、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 顧客が直近3年以内の延べ90日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券指数等先物取引、外国為替証拠金取引及びオプション取引の経験があり、且つ、規則第7条第5項に規定する「申請書」に基づきその旨の申告があること。
 - (2) 顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第3号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、且つ、商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることを証明する「商品先物取引に関する理解度確認書」の提出を受けていること。
 - (3) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。
 - ① 健康状態の確認
 - ② 商品先物取引の仕組み及びリスクを理解していることの確認
 - ③ 申告金融資産額の確認
 - ④ 申告投資可能資金額の確認
 - ⑤ その他
3. 規則第5条第4号に該当する者については、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを裏付けるものがあり、その額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されており、且つ、顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第4号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び

び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。

(2) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。

- ① 新たな投資可能資金額の裏付けとなる金融資産額の確認
- ② 新たな投資可能資金額の確認
- ③ その他

4. 本人の所在が一定せず緊密な連絡がとり難い者

管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。

- ① 所在が一定しない理由
- ② 緊急時における連絡の手立て
- ③ その他

5. 公金取扱者並びに民間企業等で資金を集中管理する部署に所属し、管理する立場にある者

第5条第3項の規定に準ずるものとする。

6. 上記1～4の審査に関しては、その審査日、最終審査者及び適否の判断根拠等を記録に残すものとし、その記録は取引終了時後3年間保存するものとする。

取引未経験者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第15条に基づき、取引未経験者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 当該委託者からの受託については、取引習熟期間中の受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額の1/3相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合には、委託者から自書により、委託者自身が当社では商品先物取の経験がない者を保護するために受託制限を設けており、その制限の例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の「取引増加申告書」の差入れを受けるとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した「商品先物取引に関する習熟度確認書」を添えて総括責任者に報告し、審査の上承認を得るものとする。
3. 本社の総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。
4. 2. の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

以上

取引習熟期間後の委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第16条に基づき、取引習熟期間を超えた委託者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者においては、取引習熟期間後の受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合の取扱には、別に定める「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」の3. によるものとする。
3. 総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

商品先物取引経験者に対する制限

当社は、受託業務管理規則第17条に基づき、商品先物取引経験者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引経験者からの受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合の取扱は、別に定める「原則商品先物取引不適合者の例外扱いに係る審査基準」の3. によるものとする。
3. 本社の総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

⑤-2 「トレード・プロ」(インターネット取引/コールセンター取引)に関する取扱規定

「トレード・プロ」(インターネット取引/コールセンター取引)に関する取扱規定

[目的]

第1条 「トレード・プロ」(インターネット取引/コールセンター取引)に関する取扱規定(以下「取扱規定」と称します)は、商品取引所の定める受託契約準則に基づき、委託者(以下「お客様」と称します)がタイコム証券株式会社(以下「当社」と称します)の運営するオンライン売買取引システム「トレード・プロ(Trade-Pro)」を利用し、インターネット及びコールセンターにて売買取引することに関して定めたものです。

[利用手続き]

第2条 「取扱規定」に基づいて「インターネット取引」及び「コールセンター取引」を利用できるお客様は、「商品先物取引・委託のガイド」「受託契約準則」及び「取扱規定」並びに「利用ガイド」を熟読了知の上、当社と委託契約を締結し、且つ当社所定の利用申込書に必要事項を記載の上お申し込みになり、当社が審査、承諾した場合に限ります。

2. 既に当社で口座開設されているお客様は、「取扱規定」及び「利用ガイド」を熟読了知の上、当社所定の利用申込書を提出の後、「インターネット取引」及び「コールセンター取引」が利用できます。

[IDとパスワード]

第3条 お客様は、「取扱規定」第2条の「インターネット取引」及び「コールセンター取引」利用手続きが終了後、当社が通知しましたユーザーID(以下「ID」と称します)と、お客様の申し出による暗証番号(以下「パスワード」と称します)が一致した場合のみ「トレード・プロ」が利用できます。

2. お客様のIDとパスワードを使用して行われた取引は、お客様の委託売買取引であるとみなします。
3. お客様のID及びパスワードは、他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様による貸与若しくは譲渡、あるいは盗難等によって生じたお客様の損失について、当社は一切の責任を負いません。
4. お客様のパスワードは、「トレード・プロ」利用の途中で、お客様ご自身の判断で変更することができます。その場合、変更後のパスワードの管理等はお客様ご自身であり、当社は一切の責任を負いません。

[緊急時における対応]

第4条 お客様は、「トレード・プロ」が以下の理由により利用することが不可能になった場合、コールセンターにてお取引を行うことができます。

- (1)当社が「トレード・プロ」を中断し、お客様が「トレード・プロ」を利用することが不可能となった場合。
- (2)お客様の電子機器や電話回線に障害、プロバイダーの都合等で「トレード・プロ」の利用が不可能となった場合。
- (3)前各号以外の理由で「トレード・プロ」を利用することが不可能となったとき、事前に当社の承諾があった場合。

[利用時間]

第5条 お客様が「インターネット取引」及び「コールセンター取引」を利用できる時間は、当社が定める時間とします。なお、利

用時間は、変更される場合があります。

〔注文の受付〕

第6条 お客様からの「トレード・プロ」による売買注文は、当社が入力内容を受信した時点をもって受付といたします。また、「コールセンター取引」におきましては、お客様が売買注文に必要な指示事項をコールセンター担当者に伝え、担当者がその内容を復唱し、お客様の確認を頂いた時点をもって受付といたします。

2. 各取扱銘柄の注文受付締切り時間は、当社が別に定めるものとします。ただし、商品取引所の事情等により立会時間が変更された時は、当社の定める受付締切り時間を変更する場合があります。

〔注文の有効期限〕

第7条 お客様の売買注文の有効期限は、各銘柄の当日最終受付締切り時間までに受け付けられた売買注文は当日限りとし、それ以降に受け付けられた売買注文は翌営業日の取扱とします。

2. お客様の場節を指定した売買注文の有効期限は、その場節限りといたします。指値注文の有効期限は、お客様が当日限り、または日付指定（当日を含め5営業日まで）を選択することができるものとし、その場合の有効期限は選択された営業日までとします。

〔注文の執行〕

第8条 お客様の売買注文は、以下の各号に定めるチェックを行い、これに合致した場合のみ、当該市場において執行いたします。

- (1) 選択された銘柄が「取扱規定」第11条に定める銘柄であること。
 - (2) 受託契約準則に定められた委託の際の指示事項の全てに入力されていること。
 - (3) 新規の建玉の場合、建玉可能な余剰正勘金の範囲内であり且つ「取扱規定」第12条に定める範囲内の数量であり、一度の注文が100枚以下であること。
 - (4) 場節指定にあつては、選択した場節が取引銘柄の立会い日並びに立会い時間に見合ったものであること。
 - (5) 指値（条件値段）の指定が必要となる執行条件（板寄せ取引商品については指値、逆指値。ザラバ取引商品については指値、ストップ、ストップリミット、指成、IOC、FOK、当社が定めた特殊注文）が、選択した取引銘柄に見合ったものであり且つその執行条件に必要な指示事項が入力されていること。
 - (6) 指値（条件値段）の指定が必要となる執行条件の注文で当日限りの場合、その指値が当該銘柄の値幅制限を超えないこと。
 - (7) 仕切注文の場合は、それに見合った残玉が存在すること。
 - (8) 新規建玉の売買注文が当月限である場合、納会日でないこと。
2. 特に場節（時間を含む）の指定がない場合は、受け付けられた以降の最初の場節にて行います。
 3. 前第1項にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その執行は行いません。執行しないことによって生じたお客様の損害について、当社はその責任を一切負わないものとします。
 - (1) 商品取引所の規制等により、取引の制限や停止となった場合。
 - (2) お客様の売買注文の内容が、商品取引所法もしくは受託契約準則の諸規則等に反する場合。
 - (3) その他、取引の健全性等に照らし、当社が不適当と判断した場合。

〔注文の取消と変更〕

第9条 お客様は、当社に委託された売買注文の内、未約定の売買注文に限り「トレード・プロ」の「商品先物OP訂正/取消注文」

画面またはコールセンターにて取消あるいは注文内容の一部訂正をすることができます。

[注文の確認]

第10条 お客様は、当社に委託された売買注文の内容または成立状況の確認を、トレード・プロの「商品先物OP注文照会」「商品先物OP約定照会」画面またはお客様がコールセンターにお問い合わせの上確認することができます。

[取引対象銘柄]

第11条 「インターネット取引」及び「コールセンター取引」で取引が可能な上場商品は、当社が主務大臣より許可を得て取扱っている市場の銘柄とし、当社が自主的に売買を規制している銘柄については、ご利用いただけません。

[取引の数量]

第12条 「インターネット取引」及び「コールセンター取引」で取引が可能な取引の数量は、商品取引所が別に定める数量以内で、お客様よりお預かりしています取引証拠金の範囲内といたします。なお、帳尻損金がある場合は、それを差し引いた有効証拠金額の範囲内といたします。

[委託手数料]

第13条 「インターネット取引」及び「コールセンター取引」の手数料は、当社が別に定める額とします。

[証拠金]

第14条 取引証拠金は、お客様が取引の注文前に当社指定の銀行口座に入金するものとします。この場合の振込み手数料は、お客様のご負担となります。なお、受託契約準則第11条第2項但し書の規定による、「取引本証拠金預託の猶予」については原則として適用しないものとします。

2. お客様は、当社指定の銀行口座にご入金後、「トレード・プロ」の「商品入金連絡」にてご連絡ください。入金確認後「預り証拠金明細」に反映された時点で処理が完了したものといたします。

[取引証拠金の請求]

第15条 取引本証拠金の変更、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の発生等により取引証拠金に不足額が発生した場合、当社は「トレード・プロ」の「お知らせ画面」で請求通知するとともに、当社所定の利用申込書であらかじめご指示いただいた電子メールにより通知します。

2. お客様は、「トレード・プロ」の「お知らせ画面」について、これを必ず確認するものとします。

[建玉処分]

第16条 必要証拠金に不足額が発生しているお客様に対して、当社より前第15条に基づいてご請求通知を行ったにもかかわらず、**通知日の翌営業日正午まで**にご請求金額のご入金を確認されず且つ取引証拠金の不足が解消していない場合、当社は、お客様の計算において建玉の全部または一部を成行処分ができるものとします。また、値幅制限等により建玉の処分ができない場合、取引が成立するまで継続して処分することができるものとします。なお、追証拠金の発生に伴うものについては、前日終値の値洗計算に基づき、有効率が50%未満で表示されているものとします。この場合、前日終値の値洗計算に基づき、残玉に対して有効率が100%以上になるように処分できるものとします。また、ご入金いただく場合の証拠金額は、ご請求金額とします。

2. 限月によって建玉制限のある上場商品の建玉について、既存建玉が繰越によって当該商品取引所の定める建玉制限を超えることとなった場合、当社は前第15条の取引証拠金の請求方法に準じ、当該建玉が超過する旨を通知し、お客様からの建玉処

分の指示がない場合、板寄せ取引商品においては、超えることとなった翌営業日の後場寄付きで、ザラバ取引商品については、超えることとなった翌営業日の後場寄付きにおいて、成行処分をいたします。なお、値幅制限等により建玉の処分ができない場合、取引が成立するまで継続して処分することができるものとします。

3. 各銘柄の納会日は「トレード・プロ」の「お知らせ画面」でお知らせしております。当月限の建玉を有するお客様は納会日を確認の上、**納会日前営業日午後5時まで**に建玉処分の指示を行っていただきます。万一、建玉処分の指示がない場合、板寄せ銘柄については納会日の最終立会い、ザラバ取引商品については納会日の前場寄付きにおいて、当社が建玉処分を行います。
4. 当社は、お客様より受けた取引が、受託契約準則第24条に該当したときは、遅滞なくその旨を通知しお客様の有する建玉の全部または一部を成行決済することとします。
5. 当社は、お客様より受けた取引が、受託契約準則第26条第1項、第2項及び第3項に該当したときは、当該商品取引所の指示により、建玉の全部または一部を処分します。
6. 前各項の建玉の処分については、当社が「トレード・プロ」の「お知らせ画面」または電子メールあるいは電話で事前に通知するものであり、お客様はこれを了承されたものとします。当社はこれによって生じる損失に一切の責任を負いません。

〔受 渡 し〕

第17条 受渡しは、「トレード・プロ」を利用する「インターネット取引」及び「コールセンター取引」では原則として行わないものとします。

〔取引証拠金等の返還〕

第18条 お客様と当社の現金の受払いは、原則として金融機関の振込みによるものとします。この場合の振込手数料は、振込側の負担とします。

2. お客様は、取引証拠金等の返還について、「トレード・プロ」の「商品出金依頼」画面での入力、または「残高照合回答書」で請求することができます。ただし、必要証拠金に不足額が生じた場合、または取引証拠金を返還することで不足が生じることとなる場合、当社は出金を停止または金額の変更をすることがあります。

〔振 替〕

第19条 お客様は、「トレード・プロ」の画面上での入力により、取引証拠金等の振替依頼が行なえます。

〔利用の解除〕

第20条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して「トレード・プロ」による「インターネット取引」及び「コールセンター取引」をお断りし、お客様のご利用の権利を解除することができるものとします。

- (1) お客様が受託契約準則等に基づく契約関係書類及び利用申込書等に虚偽の届出をされたとき、またはお客様が「取扱規定」に違反されたとき。
- (2) お客様が、第三者にIDまたはパスワードを貸与あるいは譲渡し若しくは使用させたとき。
- (3) 当社が発行する「残高照合通知書」の回答が、お客様から得られないとき。
- (4) 当社とのお取引がないまま12ヶ月を経過したとき。
- (5) やむを得ない事由により、当社が利用の中止を申し出たとき。

〔免責事項〕

第21条 当社は、「トレード・プロ」による情報の完全性、正確性について、いかなる保証も行わないものとします。また、次に掲

げる場合、お客様に損失が発生しても、当社は責任を問われることはありません。

- (1) 機械や回線の障害等、当社に責のない事由により、「トレード・プロ」が停止することとなったとき。
- (2) 前号以外に、当社のシステム上不可抗力による障害で「トレード・プロ」が利用できなくなったとき。

〔届出事項の変更〕

第22条 お客様は、受託契約準則に定める事前通知事項並びにお客様からの届出事項に変更があったときは、当社に対して遅滞なく変更手続きをすることとします。

2. 変更手続きがなされなかったことにより、「売買報告書及び売買計算書」等の書面が届かない等の問題が発生した場合、その責はお客様にあるものとします。

〔権利義務の譲渡〕

第23条 お客様は、「取扱規定」によって生じる権利または義務を、第三者に譲渡できません。

〔取扱規定の改定〕

第24条 「取扱規定」は、法令・諸規則の変更および主務官庁の指示、またはその必要性が生じた場合、当社の一方向的な通知により改定される場合があります。

2. 「取扱規定」が改定されたときは、当社は遅滞なくその内容を「トレード・プロ」の「お知らせ画面」で通知いたします。通知後に委託された取引は、「取扱規定」の改定を承認されたものとします。

〔マルチチャネル取引〕

第25条 「マルチチャネル取引」ご利用のお客様は、別紙「マルチチャネル取引」の取扱によります。

付 則

1. 本取扱規定は、平成18年7月1日より実施します。

別紙

「マルチチャネル取引」の取扱
(マルチチャネル取引ご利用のお客様へ)

マルチチャネル取引とは、対面取引のお客様が同一口座にて対面取引、「トレード・プロ」を利用したインターネット取引、コールセンターを利用したコールセンター取引と発注窓口の多様化を可能にした取引です。

マルチチャネル取引をご利用されるお客様は、「トレード・プロ」(インターネット取引/コールセンター取引)に関する取扱規定について以下の取扱となります。

[緊急時における対応]

お客様は、「トレード・プロ」を利用することが不可能になった場合、コールセンターまたは営業担当者にてお取引が行えます。

(第4条)

[注文の受付]

お客様のコールセンターまたは営業担当者へのご注文は、必要な指示事項をコールセンターまたは営業担当者に伝え、担当者がその内容を復唱しお客様の確認を頂いた時点をもって受付といたします。(第6条)

[注文の執行]

お客様のご注文は、建玉可能な余剰証拠金の範囲内で且つ取扱規定第12条に定める範囲内の数量であり一度の注文が300枚以下といたします。(第8条)

[注文の取消と変更]

お客様のご注文の内、未約定のものに限り、コールセンターまたは営業担当者への指示によりご注文を取消、訂正することができます。

(第9条)

[注文の確認]

お客様は、ご注文の内容や成立状況の確認を、コールセンターまたは営業担当者にお問合せの上確認することができます。(第10条)

[委託手数料]

マルチチャネル取引の手数料は、当社が別に定める額とします。(第13条)

[証拠金]

お客様は、取引証拠金として受託契約準則第9条の規定による充用有価証券を差入れまたは預託することができます。(第14条)

[取引証拠金の請求]

取引本証拠金の変更、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の発生等により取引証拠金に不足額が発生した場合は、当社は「トレード・プロ」の「お知らせ画面」で請求通知するとともに、マルチチャネル取引利用申込書であらかじめご指示いただいた電子メールまたは営業担当者により通知します。

(第15条)

[受渡し]

マルチチャネル取引では、営業担当者への指示により受渡しを行うことができます。(第17条)

[取引証拠金等の返還]

お客様は、取引証拠金等の返還について、営業担当者またはコールセンター担当者に指示して、請求することができます。(第18条)

[免責事項]

当社は、「トレード・プロ」、コールセンター及び営業担当者による情報の完全性、正確性について、いかなる保証も行わないものではありません。(第21条)

[取扱規定の改定]

2. 本取扱規定が改定されたときは、当社は遅滞なくその内容を「トレード・プロ」の「お知らせ画面」で通知いたします。通知後に委託された取引は、取扱規定の改定を承認されたものとしします。(第24条)

[コールセンター]

マルチチャネル取引では、専用コールセンターとして「お客様デスク」を設置しております。「トレード・プロ」(インターネット取引/コールセンター取引)に関する取扱規定及び「マルチチャネル取引」の取扱における「コールセンター」は、マルチチャネル取引では「お客様デスク」となります。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
134名	90名	44名	180名

⑦ 委託者に関する事項

商品先物取引

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
817名	716名	1,094名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	2	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	1	0	0	1	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成17年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが2件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが6件あり、現在係争中の訴訟は6件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
8 件	2 件	0 件	6 件

(2) 平成17年度中の判決

1. 当社元顧客から断定的判断提供等の事由による損害賠償請求提訴（平成15年12月）は、平成18年1月に判決が下る。
2. 当社元顧客に対する債務不存在確認請求訴訟（平成14年7月）は、平成18年1月に判決が下る。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

平成18年3月31日現在

タイコム証券株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,319,869	流動負債	8,474,709
現金・預金	4,351,444	委託者未払金	0
預託金	1,013,310	短期借入金	1,000,000
委託者未収金	142,483	預り証拠金	4,432,990
保管有価証券	581,501	未払金	133
短期差入保証金	4,234,831	未払費用	627,506
委託者先物取引差金	296,273	未払法人税等	5,242
繰延税金資産	69,236	賞与引当金	14,500
短期貸付金	15,113	その他流動負債	2,394,336
未収入金	176,739	固定負債	1,582,088
未収収益	96,734	社債	204,000
その他流動資産	1,344,506	長期借入金	1,250,000
貸倒引当金	△ 2,305	退職給付引当金	87,093
		その他固定負債	40,994
固定資産	2,104,990	特別法上の準備金	268,292
有形固定資産	732,179	商品取引責任準備金	252,622
無形固定資産	139,216	証券取引責任準備金	15,670
投資等	1,233,594	負債合計	10,325,091
投資有価証券	151,110	(資本の部)	
出資金	65,890	資本金	621,500
長期差入保証金	797,311	資本剰余金	67,873
長期未収債権	149,624	資本準備金	67,873
長期貸付金	11,180	利益剰余金	3,410,394
繰延税金資産	144,286	利益準備金	155,375
貸倒引当金	△ 148,850	任意積立金	4,090,000
		当期末処分利益	△ 834,980
繰延資産	0	(当期純利益)	(△ 342,545)
繰延資産	0	資本合計	4,099,768
資産合計	14,424,859	負債・資本合計	14,424,859

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自平成17年4月 1日 〕
〔 至平成18年3月31日 〕

タイコム証券株式会社

(単位:千円)

科 目		金	額
経常損益の部	営業収益		5,294,780
	受取手数料	2,836,571	
	受取手数料(商品)	1,881,396	
	受取手数料(証券)	927,626	
	受取手数料(通貨)	27,548	
	売買損益	2,433,195	
	商品先物取引益	2,096,278	
	証券先物取引益	334,413	
	外国為替取引益	2,502	
	金融収益	25,013	
	金融費用	58,739	
	純営業収益		5,236,040
	営業費用		5,801,975
販売費・一般管理費	5,801,975		
営業損失		565,934	
営業外損益の部	営業外収益	38,529	
	営業外費用	32,234	
	経常損失		559,639
特別損益の部	特別利益		429,422
	商品取引責任準備金戻入	429,422	
	特別損失		30,192
	証券取引責任準備金繰入	9,136	
	固定資産売却損	21,056	
税引前当期純損失			160,408
法人税、住民税及び事業税			2,127
法人税等調整額			180,009
当期純損失			342,545
前期繰越利益			△ 492,434
当期末処理損失			834,980

③ 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券…時価法
その他有価証券 …時価のあるもの…時価法
時価のないもの…総平均法による原価法
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- (3) 保管有価証券…商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた
充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部状況銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額
- (4) デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
- (5) 有形固定資産の減価償却の方法
減価償却の基礎となる耐用年数及び残存価額は法人税法に規定する方法と同一の基準によっており、その償却方法は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法)を採用しております。
- (6) 無形固定資産の減価償却の方法
ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、3年で均等額以上を費用処理しております。
- (8) 貸倒引当金の計上方法
営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (9) 賞与引当金の計上方法
従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額を計上しております。
- (10) 退職給付引当金の計上方法
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額を計上しております。
- (11) 商品取引責任準備金の計上方法
商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。
- (12) 営業収益の計上基準
 - ① 商品取引受取手数料
商品取引所における約定日に計上しております。
 - ② 売買損益(商品先物取引損益)
反対売買により取引を決済したときに計上しております。
また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。
- (13) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額 291,860千円
2. リース資産の内容
貸借対照表に計上した固定資産のほかコンピュータ設備一式については、リース契約により使用しております。
3. 担保に提供している資産
 - イ) 担保資産

定期預金	30,000千円
------	----------

 なお、この他に証券取引顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券317,223千円を取次証券会社との信用取引に対して担保に供しております。
 - ロ) 預託資産
取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	581,501千円
合 計	581,501千円
 - ハ) 分離保管資産
商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は32,914千円あります。
なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は549,000千円であります。
4. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、160,324千円であります。また、発生から1年を経過しているものは、149,584千円であります。なお投資その他の資産の部に計上されているものは、149,584千円であります。
5. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。
6. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべて委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上で、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。
7. 担保等として差し入れている有価証券(上記3.に属するものは除く)

(1) 信用取引貸証券	13,754千円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	1,050,122千円
8. 担保等として差し入れを受けている有価証券

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	1,050,122千円
(2) 信用取引借証券	13,754千円
(3) 受入保証金代用有価証券	383,856千円
9. 取締役に対する金銭債権

長期金銭債権	7,900千円
短期金銭債権	1,200千円
10. 支配株主に対する借入金

長期借入金	850,000千円
-------	-----------
11. 支配株主との取引高

営業費用	103,285千円
------	-----------
12. 1株当たり当期純損失 275.58円
13. 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,881,396千円
証券取引	927,626千円
通貨取引	27,548千円
合 計	2,836,571千円
14. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	2,106,574千円
商品先物評価損益	▲9,967千円
その他売買損益	336,587千円
合 計	2,433,195千円

⑤ 損失処理計算書

損失処理計算書

〔株主総会承認日
平成18年6月28日〕

(単位：千円)

I. 当期未処理損失 834,980

II. 次期繰越損失 834,980

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく会計監査法人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	3, 4 9 5
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	6 6 0
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	2 8
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] *1	4 1
(e) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	2 3 8
(f) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	1 4 5

4. 参考資料- 1

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はタイコム証券株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営む。

1. 生糸、砂糖、ゴム、繊維、ステープルファイバー糸、毛糸、穀物、生繭、乾繭、綿糸、金及び貴金属、合板、アルミニウム及び非鉄金属、石油及びガソリン等の石油製品、コーヒー豆、野菜、米穀、水産物の売買業務並びに輸出入
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び取引の受託等業務
3. 外国の商品市場における取引、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務
4. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引を行う業務
5. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
6. 取引所有価証券市場における有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
7. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
8. 商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
9. 外国通貨証拠金取引業務
10. 他の事業者の経営に関するアドバイザー業務
11. 観光事業並びに旅行斡旋業務
12. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
13. 有価証券の保有管理運用
14. 一般土木建築工事業
15. 情報処理機器並びに通信機器のハードウェア及びソフトウェアの開発並びに販売業務
16. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成または販売業務及び計算受託業務
17. 上記に付帯する一切の業務

(本 店)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は2,152,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株式は総べて記名式とし、その株券の種類は1株券、10株券、100株券、500株券、1,000株券、5,000株券、10,000株券の7種類とする。

(株式譲渡の制限規定及び名義書換)

- 第7条
1. 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。
 2. 株式の名義書換を請求する者は、当社の所定の請求書に記名捺印し、下記の何れかの書類を添えて会社に差し出さなければならない。
 - (1) 株券
 - (2) 譲渡以外の事由による場合は株券及びその事由を証明する書類

(株式の登録)

- 第8条 株主が下記の請求をするときは、当社の所定請求書に当事者は記名捺印し株券を添えて会社に差し出さなければならない。
1. 質権の登録又はその抹消
 2. 信託財産の表示又はその抹消

(株券の再交付)

- 第9条 株券の喪失により再交付を請求する者は、所定の請求書に記名捺印し除権判決の正本又は謄本を添えて会社に提出するものとする。
- 株券の汚損き損又は種類変更等によりその再交付を請求する者は、所定の書面に株券を添えて当会社に提出するものとする。

(手 数 料)

第10条 株券の名義書換、質権の設定、移転の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消及び株券の再交付については取締役会の定める手数料を徴収する。

(株主の住所氏名印鑑届)

第11条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、所定の様式により住所氏名及びその印鑑を当会社に届出るものとする。

2. 前項に変更を生じたときも同様とする。

(株主名簿の閉鎖基準日)

第12条 株主名簿の記載又は記録の変更は、決算日の翌日から定時株主総会終結に至るまでこれを停止する。

2. 前項の外必要ある場合は予め公告を行い、株主名簿の記載又は記録の変更を停止し又は基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

第13条 株式の取扱に関する細部規則は取締役会の定めるところによる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は毎決算期末日の翌日より3ヵ月以内にこれを招集し臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。株主総会は法令に別段の定めある場合を除く外、取締役会の決議に基づき社長たる代表取締役がこれを招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は代表取締役がこれに任じ、代表取締役に事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

(普通決議の要件)

第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除く外、出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は他の者に委託してその議決権を行使することができる。この場合は代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 役員

(員数)

第18条 当会社に下記の役員を置く。

取締役 3名以上

監査役 3名以上

但し、欠員を生じた場合に於いても法定数を欠かない限り次の定時総会まで補欠選任を行わないことができる。

(選任決議)

第19条 取締役及び監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数を以てこれをなし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役及び監査役の任期は、就任後それぞれ1回目又は4回目の定時株主総会終結のときをもって満了する。増員又は補欠により選任された取締役の任期は他の現任者の残任期間と同一とする。補欠により選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役、役付取締役及び相談役)

第21条 代表取締役は取締役会の決議により定める。取締役会の決議により社長1名を置く。なお、会長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。又、取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。

(職務)

第22条 社長は会社の業務を総理し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して各所管業務を掌握する。

(常勤監査役)

第23条 監査役はその互選により常勤監査役を定める。

(報 酬)

第24条 取締役の報酬及び監査役の報酬は株主総会においてそれぞれ定める。

第5章 取締役会及び監査役会

(取締役会の招集)

第25条 取締役会を招集するには各取締役に對し会日の3日前に通知を發するものとする。
ただし、取締役全員の同意があるときは招集手続きを省略して會議を開くことができる。

(取締役会の議長及び決議)

第26条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは他の取締役がその職務を行う。
取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席者の過半数で決する。

(監査役会の招集)

第27条 監査役会を招集するには、各監査役に對し、会日の3日前に通知を發するものとする。
ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して會議を開くことができる。

(取締役会及び監査役会の規則)

第28条 取締役会及び監査役会に關しては、本定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

第6章 計 算

(決算期)

第29条 当会社の決算期は毎年3月末日とする。

(配当金支払)

第30条 株主配当金は毎決算期末日に於ける株主名簿によつて配当する。

2. 株主配当金はその支払い提供の日から満3年以内に受領なきときは、当会社はその支払い義務を免れる。
3. 未払い配当金に對しては利息は付けない。

第7章 附 則

第31条 本定款に定めなき事項は総て商法の規定に従う。

4. 参考資料-2

④ 事業の内容

(2) 経営組織

組織体系全体図

2006年6月19日

